

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和3年9月8日（水）午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館（駐輪場）8階大会議室

### 農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

午後3時00分 開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名の全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 本日は皆様ご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。9月になりましたが、まだまだ暑い日が続いています。委員の皆様には、体調管理に十分ご注意いただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ挨拶いたします。

よろしく申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会議事規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長よろしくをお願いいたします。

議長 議事に入りますが、議事に入るに当たり総会次第第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、11番の牧野正治委員と12番の網田稔委員を、書記に事務局の友安文崇主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案農地法第3条の規定に基づく許可申請から第10号議案引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願までの10件でございます。よろしくお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請29件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

#### 17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番から3番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告します。

1番と2番は関連で、一般法人の新規参入として賃借権を設定する申請です。この法人は、令和3年7月に農業、農産物の加工販売等を営むことを目的に設立した農業法人で、解除条件付きで賃貸借権を設定されます。1番と2番の申請地にはカンショを作付される計画です。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、新規就農の要件を満たしていることを確認いたしました。

3番は、経営拡張のため所有権移転の申請で先月の総会で耕作要件が確認できなかったため、継続審議としたものです。先日の地区委員会で改めて申請人から耕作に係る計画等を聴取し、農地取得後は芝を作付され、農地を有効的に利用して耕作を行うことを確認しました。

以上3件、先日の地区委員会において、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 1番から3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

9 番 田上正富委員

9 番委員、田上です。

4 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4 番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を栽培される計画です。

以上 1 件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 4 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、5 番。

10 番 東哲治委員

10 番委員、東です。

5 番から 9 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5 番と 6 番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。5 番の譲受人は、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。6 番の譲受人は、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

7 番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

8 番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

9 番は、新規就農のための賃借権設定の申請です。借人には、先日地区委員会へ出席を願い、営農計画について聞き取り調査を行いました。何ら問題ないとの調査結果でした。申請地にはミカンとイチジクを栽培される計画です。

以上 5 件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果

でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 5番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、10番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

10番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番、11番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、ネギを栽培されている農家で、申請地にはネギを作付される計画です。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 10番から12番まで地元委員より説明がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、13番。

#### 7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

13番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。13番と14番は関連で、耕作の便宜上交換による所有権移転の申請です。13番の譲受人は、水稻及び施設野菜を作付けされている農家で、許可後は水稻を作付けされる計画です。14番の譲受

人は、水稻及びメロンを作付けされている農家で、許可後はメロンを作付けされる計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、許可は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 13番、14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、15番。

#### 5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

15番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。15番は、営農型太陽光発電設備の設置に伴う区分、使用貸借権設定の申請です。これは、太陽光発電設備設置者と営農者が異なるときに、設置者は空中部分を利用することから3条許可が必要とされるためです。更新期間については、10年の申請ですが、午前中に開かれた調査委員会において審議された結果、営農の実績が不明確であるため、更新期間は3年といたします。

16番は、社会福祉事業を行う法人が農地取得のため所有権移転の申請です。この案件につきましては、午前中に開かれた調査委員会において審議された結果、新たな財産取得について、熊本市担当部署への事前協議が出されていないこと及び事業計画が不明確であるため、継続審議といたします。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 15番、16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、15番は更新期間3年として許可、16番は継続審議とすることに決定します。続きまして、17番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

17番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番と18番は関連で、社会福祉法人の経営拡張による賃貸借権設定の申請です。この案件につきましては、午前中に開かれた調査委員会において審議された結果、事業計画が不明確であるため、継続審議といたします。

19番は、第三者への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、露地野菜、栗を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

20番は、第三者への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上4件のうち、17番、18番につきましては継続審議、19番、20番については農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願います。

議長 17番から20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、17番と18番については継続審議、19番と20番については申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、21番。

2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井です。

21番から26番について、地区委員会での協議状況について報告します。

21番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後は露地野菜を植え付けられる予定です。

22番は、中東部地区の1番、2番と同時申請で、新規農業参入のための賃借権設定の申請で、借受人が一般法人のため、解除条件付き

の賃貸借契約となっております。この件につきましては、地区委員会への出席をお願いし、営農計画等について聞き取り調査を行っております。申請地には落花生、ブルーベリー、カンショなどを作付される計画で、順調にいけば今後も耕作面積を増やし規模拡大を目指したいということでした。地区委員会におきましては何ら問題ないものと判断しております。

23番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借受人は、主に水稻を栽培されており、許可後は水稻を植え付けられる予定です。

24番から26番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、主にスイカを栽培される専業農家で、許可後はスイカを植え付けられる予定です。

以上6件、先の地区委員会について検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 21番から26番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、27番。

#### 11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

27番から29番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番は、子への贈与で所有権移転の申請であります。譲受人は、ナスを栽培される専業農家で、許可後は引き続きナスを作付される予定であります。

28番も子へ贈与で所有権移転の申請であります。譲受人は、カボチャ、ジャガイモ等を栽培される兼業農家で、許可後もカボチャ、ジャガイモ等を作付される予定であります。

29番につきましても子への贈与で所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、菊を栽培される専業農家で、許可後も水稻、菊を作付される予定であります。

以上3件、先日の地区委員会で検討しました結果、いずれも農地法

第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 27番から29番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請です。1番、お願ひします。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

令和2年11月に許可を受けられた農地法第5条許可の事業面積を変更するための事業計画変更承認申請です。変更内容は、当初の転用面積である8,872㎡を3,504㎡へ変更したいとして申請されたものです。今回の変更による転用事業者の変更はなく、また、土地利用計画については、当初計画していた太陽光パネル設置場所等に変更はありません。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、変更後においても事業の確実性は認められること、変更によって周囲への農地に影響を及ぼすことがないこと、また、変更後においても転用許可基準を満たしているものと判断されることから、今回、事業計画変更については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。なお、1番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請6件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

## 22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、共同住宅と道路を建築するための転用許可申請です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と、南側市道に公共上下水道管の2管が埋設され、500m以内に2つの医療施設のある市街化の傾向が著しい区域内にある第3種農地と判断されます。代替地の検討はされております。土地利用計画は、その転用面積2,203㎡に共同住宅2階建て4棟と、駐車場28台を建設される計画で、転用面積としては適正なものとして判断されます。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。また、開発許可が必要となることから、開発指導課と事前協議中とのこと。工期は令和4年5月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されるとのことです。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、2番。

## 17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番と3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告します。

2番は、申請地を貸し駐車場と貸し資材置場に転用されるための転用許可申請です。東側市道に公共上下水道管の2管が埋設され、500m以内に2つの教育施設がある市街化の傾向が著しい区域内にある第3種農地と複数の街区を形成している区域で、当該の街区の面積割合は40%を超える第3種農地と判断されます。土地利用計画は、総転用面積1,874㎡に貸し駐車場21台分と貸し資材置場として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は令和3年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されるとのことです。

3番は、共同住宅を建築されるための転用許可申請です。申請地は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、西側市道に公共上下水道管の2管が埋設され、500m以内に1つの医療施設と1つの保育園のある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積713㎡に木造2階建て2棟と駐車場12台分の建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。また、開発許可が必要となりますから、開発指導課と事前協議中とのこと。工期は令和4年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されるとのことです。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

議長 2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、4番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

4番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10h

a 未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されま  
す。土地利用計画は、既存面積305㎡の拡張であり、既に宅地の一  
部として使用しており、妥当な面積と判断されます。なお、無断で転  
用していたことに対し深く反省している旨のてんまつ書が提出されて  
います。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

5番は、家畜の飼育並びに売買食肉の処理加工並びに販売等を営む  
法人が牛舎への転用申請です。農地区分は、農用区域内にある農地  
で原則不許可ですが、農用地利用計画において指定された用途に寄与  
するために行われるものに該当すると判断され、代替地についても検  
討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積16,  
878㎡に牛舎を建設される計画で、転用面積としては適正なものと  
判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除ともにつ  
いては問題ありません。農業政策課から農業振興地域整備計画の用途  
区分変更通知が添付されております。工事期間は令和4年3月31日  
までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認して  
おります。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、  
立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの  
協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 4番、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件  
について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
なお、5番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、  
申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたしま  
す。続いて、6番。

### 23番 福嶋徳行委員

23番、福嶋です。

6番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

6番は農家住宅への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一  
団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されますが、集落に接続  
して住宅を設置するものであり、不許可の例外に該当するものと判断  
します。本申請は第4号議案の39番と関連で、申請地の一部を自己

転用、残りの一部を親子間で使用貸借権を設定し、農家住宅へ転用されるものです。申請理由については、申請人のご家族が3世帯9人で暮らされており、現在の住宅では手狭であることから、住宅への建築計画されたものです。土地利用計画は、申請地749㎡に木造平屋建て、建設面積260㎡の住宅1棟を建設される計画です。住宅は1棟ですが、申請人夫婦が居住される部分と息子さん家族が住居する住宅に分かれており、全体面積749㎡のうち、申請人夫婦の住宅敷地として転用される面積が252.53㎡に、息子さん家族の住宅敷地として転用される面積が496.60㎡になっております。土地の選定に当たっては代替地検討されており、資金計画、給排水計画など事業計画にも問題はございません。また、周囲の状況から、周囲の農地への支障もないものと思われまます。工事期間は令和4年3月30日までの予定とされており、許可後、速やかに着手されるものと確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面から検討した結果、申請は妥当であるものと協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請39件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。  
それでは、1番、お願いします。

## 22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、所有権移転による個人住宅とその進入路を建設するための転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積512.10㎡で、木

造平屋建て1棟と、その進入道路を建設される予定です。今回の申請地は、進入道路として112㎡を転用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されますが、既に通路として利用されており、経緯説明のてんまつ書が提出されております。代替地の検討はされております。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査の申請中とのこと。工事期間は令和4年1月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

2番は、分家住宅の建設のための使用貸借権設定の転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積434㎡に木造平屋建て1棟建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。代替地の検討はされております。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となることから、開発指導課と事前協議中とのこと。工事期間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、3番。

#### 17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

3番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告します。

3番は、金属加工業、土木業、販売業を営む法人が事業再拡大されるために伴う資材置場の敷地拡張のための転用許可申請です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替地の検討はされております。

土地利用計画は、転用面積606㎡に加工品置場として建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は令和4年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されるとのことです。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、4番。

#### 9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

4番から8番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番から8番は関連で、土木工事事業を営む法人が所有権移転による資材置場及び車両置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、総転用面積の980㎡に木材、採石、山砂等の資材置場及び作業車、従業員用車両10台分の車両置場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年12月20日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 4番から8番について地元委員よりご報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、9番。

#### 10番 東哲治委員

10番委員、東です。

9番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

9番は、親子間で使用貸借権を設定し、農家住宅及び通路への転用許可申請です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積845㎡に農家住宅木造平屋建て1棟及び作業車両4台分の駐車スペースと通路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は令和4年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、10番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

10番から24番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

10番、11番は関連で、障害福祉事業を営む法人が所有権移転による児童発達支援事業所への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、

代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積1,589㎡に児童福祉施設1棟及び普通車両26台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第1号に係る許可の運用基準により、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和4年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

12番、13番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積945㎡に建売住宅木造2階建て4棟、道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和4年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

14番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。譲受人は、令和3年6月総会で申請地周辺の転用許可を得られておりましたが、申請地が漏れていたと判明したため、今回の申請となりました。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積381.28㎡、転用面積5.97㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。なお、開発許可については、既に申請地を含んで許可済みとなっております。工事期間は令和4年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

15番から22番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積3895.44㎡、転用面積3,725㎡に建売住宅木造2階建て13棟、道路、

公園の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和4年12月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

23番は、先月の総会で継続審議となった案件です。継続審議の理由としましては、土地改良区の意見書が不足していたためです。その後、土地改良区から、既に申請地が資材置場として利用されていることにより、規定に基づいた手続が取られていないため承諾できない旨の意見書が提出されました。これを踏まえ、再度、地区委員会で所有者及び借人に指導を行いました。工事で発生する土砂の仮置場のため、水路に土砂が流入しないように境界から2m間隔を取ること、盛土の高さも2m強までとすること、万が一、周辺農地へ被害が生じた場合は借人が責任を持って対応することの約束をいただき、また、所有者から一時転用期間終了後は農地として利用する旨の確約書の提出がなされたことにより、総会で審議することといたしました。

地区委員会での協議状況を報告いたします。23番は、土木建設業を営む法人が賃借権設定による資材置場への一時転用許可申請です。農地区分は、農用地域内にある農地で原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当すると判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積3,021㎡に土砂置場、砕石置場及び車両旋回スペースの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。また、農用地区内における農地の一時転用に対する意見について、農業政策課に聴取しております。ただ、申請地は、今年1月より既に資材置場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。一時転用期間は令和5年12月31日までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。また、冒頭で申したとおり、所有者からも期間終了後は農地として利用する旨の確約書が提出されております。

24番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。

また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積499㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和4年1月15日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上15件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 10番から24番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
なお、15番から22番までと23番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。続きまして、25番。

#### 5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

25番から34番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

25番から29番は関連で、不動産の売買等を営む法人が農地を所有権移転し、建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積3988.21㎡に木造2階建て住宅14棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなさ

れております。工事計画は令和5年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

30番は、使用貸借権設定による営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置などの一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、太陽光パネル612枚、パネルの高さ2.15から2.918m、遮光率80.5%、発電能力153kwで、支柱部分などにわたる転用面積は0.76㎡です。太陽光発電設備の下部面積は2192.24㎡となりますが、下部においてはサカキを作付されております。営農計画書と営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ、地域の平均的な反収などの数値、九州電力との接続に関する書面、また、地権を有する者の意見書も提出されております。なお、更新期間については10年の申請ですが、午前中に開かれた調査委員会において審議された結果、営農の実績が不明確であるため、更新期間は3年といたします。

31番は、農家住宅建築のため、父から子へ使用貸借権の設定される申請です。農地区分は、10ha以上の一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されますが、今回の申請は、集落に接続して住宅を設置するものであり、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画といたしましては、申請地に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適当なものと判断いたします。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工期は、許可後から令和4年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

32番は、所有権移転による駐車場及び資材置場の転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に本人が経営する土木業の足場などの資材置場及び従業員の駐車場として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は令和3年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

33番は、不動産売買などを営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。建築条件付売買予定地とは、平成31年3月に新たに創設された制度です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は

原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断いたしました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て3棟を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査の回答書の提出もなされております。工事期間は令和5年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

34番は、親から子への農地を所有権移転し、農家住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断いたしました。土地利用計画は、農家木造住宅2階建て1棟、建築面積74.52㎡を建築される計画で、転用面積は適当なものと判断いたします。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は令和4年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上10件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は適当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 25番から34番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
なお、25番から29番までについては、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。また、30番についても、営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。続きまして、35番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

35番から38番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

35番は、所有権移転による宅地拡張の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、既存面積の914㎡の拡張であり、既に宅地の一部として使用しており、妥当な面積と判断されます。なお、無断で転用していたことに対し、深く反省している旨の始末書が提出されています。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

36番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積464㎡に木造平屋建て住宅1棟97.36㎡を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前協議の申請中とのことです。工事期間は令和3年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

37番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造平屋建て住宅1棟124.8㎡を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は令和4年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

38番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地で、農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造平屋建て住宅1棟74㎡を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は令和4年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されること

を確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 35番から38番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、39番。

### 23番 福嶋徳行委員

23番委員、福嶋です。

39番について、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

39番は、親子間で使用貸借権を設定し、農家住宅へ転用される申請で、先ほどご承認いただいた第3号議案の6番と関連しております。農地区分は、10ha以上の一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、不許可の例外に該当するものと判断します。申請理由については、借受人のご家族が3世代9人で暮らされており、現在の住宅では手狭であることから住宅の建築を計画されたものです。土地利用計画は、申請地749㎡に木造平屋建て、建設面積260㎡の住宅1棟を建設される計画です。住宅は1棟ですが、借受人ご家族が同居される部分と、ご両親が同居する部分に分かれており、全体面積749㎡のうち、借受人ご家族の住宅の敷地として転用される面積496.60㎡、ご両親住宅敷地として転用される面積が252.53㎡となっております。土地の選定に当たって代替地の検討もされており、資金計画、給排水計画など、事業計画に問題はございません。また、周辺の状況から、周辺農地への支障もないものと思われまふ。工事期間は令和4年3月30日までの予定でされており、許可後、速やかに着手されると確認しております。

以上1件、先日地区委員会において現地検討を行い、立地条件の面、一般基準の面から検討した結果、申請は妥当であると協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 39番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、第6号議案は関連ですので併せてご説明をいたします。  
第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(6号)についてご説明をいたします。

初めに、所有権移転ですが、明細の21ページの1番から24ページの13番までの合計が13件で、1番から11番までの11件が公社からの売渡し、12番と13番の2件が公社による買取りです。相対による売買は今回ございませんでした。面積は、13件合わせまして、田の2万8,255㎡、畑の6,800㎡の、合計が3万5,055㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細24ページの14番から33ページの32番までの合計が19件で、契約期間別では、6年未満は14件、10年以上が5件で、面積は19件合わせまして、田の3万4,555㎡、畑の2万8,358.52㎡の、合計が6万2,913.52㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は、大豆、水稻、麦、果樹、施設野菜、飼料作物です。

次に、再設定分です。明細の33ページの33番から37ページの44番までの合計が12件で、契約期間別では、6年未満が10件、10年以上が2件で、面積は12件合わせまして、田の2万8,016㎡、畑の3万3,911.43㎡の、合計が6万1,927.43㎡です。権利の種類が賃借権及び使用貸借権、利用内容は、水稻、麦、飼料作物、施設野菜です。

続きまして、第6号議案です。41ページの表をご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との貸借の新規設定となります。明細の42ページの1番から100ページの89番までで、契約期間別では、6年未満が25件、6年以上10年未満が7件、10年以上が57件で、面積は89件合わせまして、田の37万9,148㎡、畑の2万6,104㎡の、合計が40万5,252㎡です。権利の種類が賃借権と使用貸借権、利用内容が、水稻と畑作物を予定されております。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法の第18条の第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議 長 事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定します。続きまして、第7号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。それでは、1番をお願いします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

願い出人により申請のあった農地について、さきの地区委員会で現地確認を行い検討しました結果、申請地は、近隣に居住する住民の証言により、昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から山林となっていることが確認されており、農地法第2条に規定する農地ではないことを証明することに何ら問題はないものと協議をいたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。続きまして、第8号議案、納税猶予に関する適格者証明願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、願い出人の耕作状況など地区委員会で調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。1番は相続税が納税猶予のために必要とする適格者証明の願い出です。対象農地1筆について、願い出人自らが耕作していることを地元委員が確認しており、先日の地区委員会において、今後も営農を継続されるものと判断しましたので、証明書の交付には何ら問題はないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いします。

議長 1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。続きまして、2番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は令和2年12月14日相続開始の相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。願い出人は、水稻を作付されている兼業農家で、対象農地3筆については願い出人自らが耕作されており、また、今後も耕作されていくことを地元委員が確認をいたしております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議をいたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。続きまして、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明

願4件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出人は、水稻、トマト、キャベツを作付けされている農家で、対象農地12筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認をいたしております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。続きまして、2番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻、カボチャ等を作付けされている農家で、対象農地について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題のないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件につい

て何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。続きまして、3番。

2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井です。

3番、4番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

3番と4番は、相続税の納税猶予継続のため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、事前に地元の農業委員及び推進委員が現地調査を行ったところ、3番については大豆、サツマイモなどが作付されていること、また、4番については水稲が作付されていることが確認されており、引き続き農地として適正に耕作されていることが地区委員会で報告されております。

以上2件、地元委員の報告に基づき地区委員会で検討した結果、証明書交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 3番、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第10号議案、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番お願いします。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願の一つです。納税猶

予を受けるには、原則自作することが条件ですが、税務署と事前協議の上、適正な手続により貸付けされ、その貸付けが適正に継続されていれば納税猶予の継続が可能となっております。本件は、令和3年1月1日から10年契約で熊本県農業公社に貸し付けられた農地で、さらに農業公社から借人へ適正に貸付けが行われたものです。現在も営農が継続されていることを地元委員が確認しました。地区委員会では、申請に伴う証明を行うことに問題がないことを確認しました。

以上1件、ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見等ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。次に、第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の報告事項の一覧をご覧ください。

1 番から11 番までの合計119 件となっております。件数のみ報告します。以上です。

議 長 次に、次第6のその他ですが本日は特に何もございません。それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございます。これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時30分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年9月8日

議 長 福原 幸一

署名委員 牧野 正治

署名委員 網田 稔

書 記 友安 文崇